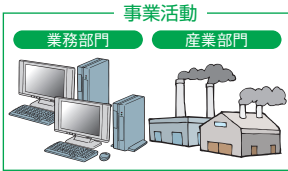
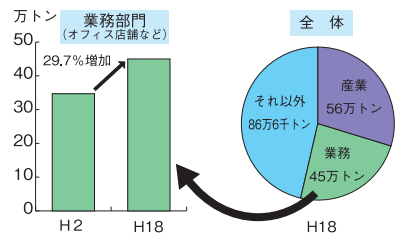




表1 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の推移(徳島市域)



事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況

地球温暖化は、大気中に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により起こります。平成18年度に徳島市域から排出された温室効果ガスは187万6千トンで、そのうち工場、オフィス・店舗などの業務活動に伴う排出されたものが、101万トンを占め、全体の半分以上を占めています。

本市は昨年度、市内の企業や団体から、省エネルギー、省資源、清掃ボランティア活動などの環境対策の事例を広く募集し、その中から優れたものを選定する「わが社のエコ自慢コンテスト」を実施しました。

審査の結果、6企業による環境対策を、地域の環境をより良くし、他の模範になるものと

わが社のエコ自慢コンテストを実施

徳島市は、平成19年に「徳島市地球温暖化対策推進計画」を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

この計画では、事業活動における温室効果ガスの排出削減に向けて、市内での省エネ行動の実践やごみの減量対策などを進めています。

徳島市の取り組み

「選定された環境対策および実行している企業」

- ▶「徳島の豊かな自然をいつまでも」など(阿波銀行)
- ▶「省電力活動」など(オプトピア)
- ▶「新しい循環型サイクルの環を考える〜RPF工場の見学〜」(三幸クリーンサービスセンター)
- ▶「地域の環境保全活動への参加」(徳島中央郵便局)
- ▶「廃棄物の収集ボランティアで地域に貢献」(松本コンサルタント)
- ▶「会社と家庭で取り組む省エネルギー活動」など(リコー関西四国支社徳島事業部)

深刻化する地球温暖化を解決するため、わが国は、温室効果ガスの削減に向けて、エコポイント制度や太陽光発電の普及など、環境対策を経済成長につなげる取り組みを始めています。こうした環境対策は、地球環境にプラスに働くとともに、新しい産業と雇用の創出も期待できます。徳島市では、環境と事業活動の両立を図られるよう企業の環境対策を支援するための取り組みを実施しています。

企業で始める「エコ活動」を進めよう！「ストップ温暖化！」

「エコ自慢コンテスト」の選定を終えて

わが社のエコ自慢コンテスト選定委員 津川なち子さん

コンテストに応募された取り組みは、それぞれ、企業の特性を生かした工夫のあるものばかりでした。その中でも、選定された企業の取り組みは、職場全体で協力しながら実践することで、大きな成果をあげていること、職場での取り組みが、家庭でも実践できていることなどが、他の企業の模範になるものとして評価しました。

環境対策は、行政、市民、事業所それぞれが連携して取り組んでいくことが大切だと考えます。そのためには、お互いの取り組みを知ることができる仕組みが必要で、今回のコンテストなどもその一つであると思います。



「選定された環境対策を紹介！」

(4面参照)

エコアクション21の認証取得を支援

市では、無料セミナー(5回程度)の開催など認証取得の支援を行っています。このエコアクション21についての説明会を次のとおり開催します。ぜひご参加ください。

◆「エコアクション21」説明会

日時▶7月16日(金)14時~16時  
場所▶市役所13階(大会議室)

内容▶エコアクション21認証登録制度▶エコアクション21の取り組み事例▶などの説明

対象▶市内の事業者、団体

定員▶150人

申し込み方法▶7月9日(金)まで、電話、ファクス、またはメールで、事業所名、住所、電話番号、担当署名、参加人数を環境保全課(☎621-52113 ㊟621-52110 ㊺kanryo-hozon@city.tokushima.jp)へ。

グリーン購入で企業の環境対策を応援しよう！

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境に配慮した製品やサービスを優先して購入することです。

グリーン購入に取り組むことで、企業に環境配慮型製品の開発を促すほか、環境を考えたい経営の推進の支援につながります。

市民の皆さんも今日から、環境にやさしい消費にチャレンジしましょう。

お問い合わせ先▶環境保全課(621)52113

「わが社のエコ自慢コンテスト」選定された環境対策を紹介！

◆エコアクション21の認証を取得◆

(オプトピア)

エコアクション21を県内で3番目に認証取得し、社内をあげて省エネ活動に取り組んでいます。社員の環境教育に努め、利用していないOA機器や照明の電源オフ、クールビズ、ウオームビズなどを徹底した結果、1年間で社員一人あたりの電気消費量を約37%も削減しました。

昼休みの消灯▶

◆地域の環境保全活動に参加◆

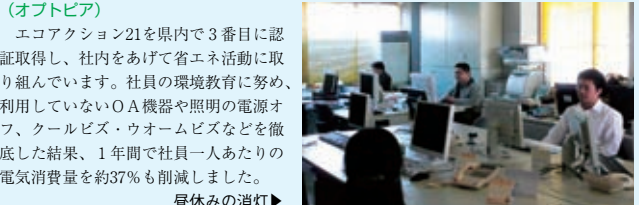
(阿波銀行)

「とくしま協働の森づくり事業」の協力団体として、森林整備のための寄付を行うほか、職員自らがボランティアとして森林の間伐や枝払い、清掃活動を行っています。

◆徳島中央郵便局

吉野川の土手や河川敷で担当する区間の清掃・美化を行う「アドプトプログラム吉野川」や、国道の一定区間の清掃・美化を行う「ボランティア・サポート・プログラム」に参加し、社員が定期的に清掃活動に取り組んでいます。

吉野川河川敷のボランティア清掃活動▶



◆神山森林公園のボランティア森林整備



# 介護保険施設などの「食費」と「居住費」の自己負担の上限額を認定します

所得の低い人について、①介護老人福祉施設②介護老人保健施設③介護療養型医療施設④(介護予防)短期入所生活介護・短期入所療養介護—の「食費」と「居住費」の自己負担額を世帯の課税状況などにより下表(第1段階～第3段階)のとおり認定します。認定を受けるには申請が必要です。※有効期限が平成22年6月30日の負担限度額認定証を持っている人も引き続き認定を受けるには改めて申請が必要です。

- [申請受け付け場所]** 介護・ながいき課(市役所南館1階18番窓口)
- [必要書類]** 申請書(介護・ながいき課、介護保険施設にあります)、介護保険の被保険者証、短期入所サービスを利用の人はサービス利用票の写し
- [問い合わせ先]** 介護・ながいき課給付係(☎621-5585)

負担限度額<日額>

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)		
		ユニット型個室	ユニット型個室	従来型個室 多床室
第1段階	300円	820円	490円	320円 490円
第2段階	390円	820円	490円	420円 490円
第3段階	650円	1,640円	1,310円	820円 1,310円
第4段階	1,380円	1,970円	1,640円	1,150円 1,640円

※居住費の従来型個室については、上段が介護老人福祉施設、下段が介護老人保健施設、介護療養型医療施設における負担限度額。グループホームや通所サービスの食費・居住費には適用されません。  
※第4段階の金額は基準費用額で、実際の金額は利用者との施設の契約により設定されます。

## 平成22年度 市・県民税の税制が改正されました

平成22年度の市・県民税額を決定し、徴収(納付)が始まります。本年度の税制改正点は次のとおりです。

### 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

◆「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が不要に

平成11年から平成18年までに居住開始した人で住宅ローン控除の適用を受ける人は、これまで毎年度住宅借入金等特別税額控除申告書(「住宅ローン控除申告書」)の提出が必要でしたが、平成22年度から申告書の提出が不要になりました。

### 市・県民税から控除が可能に

平成21年から平成25年までに居住開始された(され)人で所得税から控除されない住宅ローン控除が①所得税の住宅ローン控除の適用を受けることができる。②のいずれか小さい額(控除の上限額は9万7500円)を控除し、税額を決定します。

ある人は、翌年度の市・県民税の所得割額から税額控除(減額)が可能になります。居住開始年度から最長10年間控除を受けることができます。 ※居住開始年分に係る住宅ローン控除は年末調整で受けられないため、確定申告で控除を受けてください。 【控除の方法】年末調整もしくは、確定申告で所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人を対象に、次の①、②のいずれか小さい額(控除の上限額は9万7500円)を控除し、税額を決定します。

### 上場株式などに係る配当所得・譲渡所得の税率を継続

◆平成24年度まで軽減税率の税率を継続

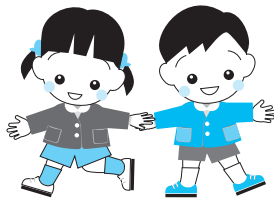
軽減税率は廃止されましたが、特例措置として、軽減税率と同じ税率が平成24年度まで適用されます。 ◆総合課税と申告分離課税の選択が可能に

配当所得は、申告時に総合課税と申告分離課税のどちらかを選択することが可能になります。なお、申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられませんが、株式などの譲渡損失と損益通算および繰越控除を受けることができます。

## 子ども手当の現況届を 受け付けています

3月まで児童手当を受給していた人で、引き続き子ども手当を受給する人は、現況届を提出する必要があります。

提出が必要な人には、5月末に届け出用紙をお送りしましたので、受付期間中に提出してください。提出がない場合、6月以降の子どもの手当を受給することができませんのでご注意ください。



【受付期間】6月30日(水)まで。 8時30分～17時(ただし、

【問い合わせ先】子育て支援課 ☎(621)5194

## 次世代育成支援対策行動計画・後期計画(平成22～26年度)を策定しました!

徳島市では「安心して子どもを産み健やかに育てることができるまちづくり」を基本理念とする「徳島市次世代育成支援対策行動計画・後期計画」を策定しました。

平成22～26年度の5年間を計画期間とする、この後期計画に基づき、より一層の子育て支援を推進します。この後期計画を支えとめた冊子(右図)および概要版冊子を、子育て支援課(市役所南館2階)、各支所、親子ふれあいプラザで配布しています。

【問い合わせ先】子育て支援課 ☎(621)5192



### 市・県民税の徴収方法

平成21年度の税制改正により、65歳未満の人の年金所得に係る市・県民税については、普通徴収で納付していただきますが、本年度の税制改正により、平成

20年度以前と同様、給与所得に係る税額に合算して、給与から特別徴収することになりました。

【問い合わせ先】市民税課 ☎(621)5063、5065

土・日を除く

【提出方法】届け出用紙を返信用封筒で郵送するか、子育て支援課(市役所南館2階)に提出してください。

【注意事項】▽受給者が外国人の場合は「外国人登録証明書」の両面の写しが必要で▽受給者が子どもと別居している場合や住民票上の世帯状況などに変更があった場合、現況届以外の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

## 6月の無料相談

女性センター(アミコビル4階) <女と男生き方相談> ☎624-2613

【対象】市内在住・在勤・在学の人

一般相談・カウンセリング	10:00～17:00
【電話・面談(要予約)】	【休】日曜、火曜、祝日
夜間相談	18:00～20:00
【電話・面談ともに要予約】	2日・9日・16日(水)
	4日・11日・18日(金)

\*託児あり(1歳～就学前まで。無料。要予約)

消費生活センター(アミコビル4階)

<消費生活相談> ☎625-2326

【対象】市内在住の人

消費生活相談	10:00～18:00(受け付けは17:00まで)
	【休】火曜、祝日

人権推進課相談室(市役所2階)

<人権擁護委員による相談> ☎621-5040-5169

【対象】市内在住の人

人権相談	1日(火)	9:00～17:00
	15日(火)	13:30～16:00

なんでも相談市民センター

(市役所1階) ☎621-5200-5129

<専門員による相談>【対象】市内在住の人

弁護士(注1)	9-16・23日(水)	13:00～16:00
行政相談委員(注2)	7日(明)	13:00～15:00
土地家屋調査士	3・17日(木)	10:00～12:00
司法書士	毎週月・金曜	10:00～12:00
行政書士	毎週水曜	10:00～12:00
住まいづくり	24日(木)	10:00～13:00
社会保険労務士(年金相談)	10日(木)	13:00～16:00
心配ごと相談(離婚など)	毎週月・金曜	9:00～15:30
交通事故	毎週月・金曜	9:00～15:30

(注1)弁護士相談は予約制で、2日(水)8:30から電話でのみ予約受け付け。各日9人(先着)で1人20分以内。

(注2)行政相談委員相談は、ふれあい健康館1階相談室でも実施。【とき】16日(水)13:00～15:00

労働・職業相談室(なんでも相談市民センター内)

<専門員による相談> ☎621-5225(商工労政課)

【対象】市内在住の人

労働相談	8・22日(火)	13:00～15:00
職業相談	3・17日(木)	13:00～15:00

保健センター(ふれあい健康館内)

<医師による健康相談> ☎656-0515

【対象】市内在住の40歳以上の人【要予約】

健康相談・禁煙相談	8日(火)	13:00～15:00
もの忘れ予防相談	16日(水)	9:30～11:30
糖尿病相談	22日(火)	13:00～15:00

<保健師による健康相談> ☎656-0515

【対象】市内在住の40歳以上の人【午後是要予約】

健康相談	毎週月・金曜	8:30～12:00
		13:00～17:00

<栄養士による栄養相談> ☎656-0534

【対象】市内在住の人【要予約】

生活習慣改善	毎週水曜	9:00～12:00
栄養相談		13:00～17:00

<健康運動指導士による運動相談> ☎656-0534

【対象】市内在住の人【要予約】

運動相談	8日(火)	13:00～15:00
------	-------	-------------

## 6月6日(日)～12日(土)は「危険物安全週間」危険物は正しい取り扱いを!

家庭では、ガソリン、灯油、てんぷら油、塗料、スプレーなど、身近なところさまざまな危険物が使用されています。市民の皆さんも、これらの性質や使用方法を十分に知り、正しい取り扱いを心がけてください。

特に、ガソリンは揮発性が極めて高く、火災を招く危険性も高いので、家庭での保管は極力控えてください。ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法により強度や材質が定められています。

【問い合わせ先】消防局予防課 ☎656-1193





# ご利用ください！土・日・祝運行！乗車無料 新しいデザインの「ぐるぐるバス」

土・日・祝日に、市内に点在する観光スポットを回る「市内循環観光バス(ぐるぐるバス)」のデザインがこのほどリニューアルされ、水色をベースに虹や阿波おどりの踊り子などのイラストを配した明るいイメージのバスになりました。乗車は無料です。ぐるぐるバスに乗って、市内を巡ってみませんか。



**【運行日時】**土曜日・日曜日・祝日(年末年始を除く)10:00~15:00の間、1時間ごとに1日6便

**【コース】**阿波おどり会館→瑞巖寺前→紺屋町→両国橋詰→JR徳島駅→徳島城鷲の門前→助任橋→助任川河岸緑地→お花畑踏切→春日神社前→新町橋→阿波おどり会館(所要時間約40分)

※途中下車可能(ただし、周囲の安全が確認できるところに限ります)

**【定員】**24人(先着) **【乗車方法】**直接阿波おどり会館前へ。予約はできません。

## ▶日曜市直通便も運行しています

阿波おどり会館と日曜市が開催されている間屋町と紺屋町を結ぶ「ぐるぐるバス日曜市直通便」も運行しています。乗車は無料です。

**【運行日時】**毎週日曜日(紺屋町には開催日の最終日曜日のみ停車)▷阿波おどり会館発=8:30▷徳島びっくり日曜市(間屋町)発=9:30

**【問い合わせ先】**徳島市観光・宿泊案内所(☎652-7694)、観光課(☎621-5232)



**【登録】**年会費・無料  
**【メンバー特典】**▽環境記録ノートやバッジ

の登録が必要で、大人(高校生も可)で少なくとも1人の大人(高校生も可)の登録が必要です。

**【対象】**幼児(3歳以上)、小・中・高校生の2人以上のグループ。ただし、連絡係(サポーター)として少なくとも1人の大人(高校生も可)の登録が必要です。

子どもたちの自身の関心や興味に基づいて自主的に環境活動を行う「こどもエコクラブ」の参加メンバーを募集しています。地域や学校の友だち、家族と一緒にクラブをつくり、地域の中でできる地球にやさしい活動に取り組みんでみませんか。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

**◆ご利用ください！ 出前環境教室**  
環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に「出前

環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に「出前環境教室」を実施しています。内容は、フードマイレージ買

取組みを紹介する啓発活動などです。ぜひご協力ください。

環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に「出前環境教室」を実施しています。内容は、フードマイレージ買

取組みを紹介する啓発活動などです。ぜひご協力ください。

**【問い合わせ先】**環境保全課(621-5213)

環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に「出前環境教室」を実施しています。内容は、フードマイレージ買

取組みを紹介する啓発活動などです。ぜひご協力ください。

環境問題についてもっと知りたいという市民を対象に「出前環境教室」を実施しています。内容は、フードマイレージ買

取組みを紹介する啓発活動などです。ぜひご協力ください。

## 参加者募集！徳島市自然体験学校 夏休みわくわく大発見キャンプ

無人島でのシュノーケリングや磯遊びなど、楽しい活動がいっぱいのキャンプに参加して、夏休みの楽しい思い出をつくりましょう。

**【とき】**8月6日(金)~9日(月)

(3泊4日)

**【ところ】**徳島県立牟岐少年自然の家

**【対象】**市内の小学5・6年生

**【定員】**80人(抽選)

**【参加費】**5,000円

**【申し込み方法】**所定の申し込み用紙で、6月18日(金)までに、社会教育課(〒770-8571 幸町2-5 ☎621-5417)へ。市ホームページ「電子申請」からも申し込みできます。



## とくしまIPPIN店を募集！

徳島市産の食材を使った一品メニューを商品化する飲食店などを募集しています。商品化計画を審査し、認定を受けた店に、「とくしまIPPIN店認定証」を交付し、市ホームページなどでPRします。また、商品化に係る経費の一部を助成します。

**【応募資格】**原則として徳島市内に本店、支店または営業所などがある飲食店など

**【応募条件】**▷健やか・新鮮徳島ブランド育成品目を1品目以上使用した料理を新たに開発して商品化する(メイン食材でなくても可)▷認定期間中は、ブランド育成品目を使用した料理を常に1品目以上提供する▷認定期間中は、ブランド育成品目を使用した新たなレシピ開発に努める▷昨年度に認定を受けていない

**【申し込み方法】**所定の応募用紙(農林水産課で配布または市ホームページからダウンロード可)を、郵送または直接、6月21日(月)(当日消印有効)までに、農林水産課(〒770-8571 幸町2-5 市役所3階 ☎621-5252)へ。

## 市政ピックアップ

### ◆学童保育指導員・資質向上研修会を行いました

留守家庭児童を対象にした学童保育のニーズの高まりを受け、学童保育指導員の資質向上のための研修会を5月16日、アステイとくしまで開催しました。



参加した市内の学童保育指導員など約150人を前に、子どもの自立と社会復帰を支援している住職で教育評論家の廣中邦充さんが、基調講演で「行き場を失った子どもたちを救うには、親の支援も大切」などと話しました。同研修会は12月までに計5回行われる予定です。

### ◆戦没者追悼式を開催

戦没者の霊を慰める「戦没者追悼式」が5月23日、徳島市立文化センターで関係者約350人が参列して、行われました。

式では、原秀樹市長が「再び悲しみの歴史を繰り返さないよう平和への誓いを新たにします」と式辞を述べ、祭壇に献花。続いて、参列者もそれぞれに思いを込めて献花しました。

